

横浜市中小企業振興基本条例に基づく平成 29 年度の取り組み状況について

《物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大》

1 平成 29 年度の受注機会増大に向けた取り組み

政策局では、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、物品調達及び業務委託にあたり、市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内中小企業者の入札参加機会の確保を進めています。

29 年度の契約実績に占める、市内中小企業者への発注件数の構成比率は 85.8%となり、前年度と比べ、0.3 ポイント増加しました。

また、契約金額の構成比率は 42.5%となり、前年度と比べ、17.6 ポイント減少しました。

市内中小企業者への発注状況（政策局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計			
	市内中小企業契約実績							件数	金額		
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数			金額	
平成 29 年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	224	88.9	3.0	10,004	76.5	8.9	252	13,080	38	6,214
	委託	61	76.3	▲7.3	21,762	35.3	▲22.3	80	61,666	26	59,048
	合計	285	85.8	0.3	31,767	42.5	▲17.6	332	74,746	64	65,262
平成 28 年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	249	85.9	0.8	10,231	67.6	▲5.1	290	15,134	38	15,144
	委託	51	83.6	13.2	25,921	57.6	14.9	61	44,995	39	102,149
	合計	300	85.5	3.3	36,152	60.1	11.7	351	60,129	77	117,293

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

2 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

局の入札では公募型指名競争入札を原則とし、要綱の運用に関する通知により入札参加条件を市内中小企業者とすることを推奨しています。今後も引き続き、市内中小企業者を優先することにより入札参加機会の増大を図ります。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計		
		市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額
		件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減				
件	%		千円	%		件	千円	件	千円		
平成29年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	12	100.0	0.0	3,371	100.0	0.0	12	3,371	0	0
	委託	2	100.0	0.0	46,614	100.0	0.0	2	46,614	0	0
	合計	14	100.0	0.0	49,985	100.0	0.0	14	49,985	0	0
平成28年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	10	100.0	4.5	3,350	100.0	47.6	10	3,350	0	0
	委託	1	100.0	0.0	6,951	100.0	0.0	1	6,951	0	0
	合計	11	100.0	4.3	10,301	100.0	29.7	11	10,301	0	0

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。